

山 監 査 第 2 2 号

令和 2 年（2020 年）4 月 1 4 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 河 崎 平 男

記

1 措置の内容

別紙のとおり

令和元年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【病院局】

[指摘事項 支出関係について（旅費関係）]

- ア 宿代の領収書に領収印が押されていない。
- イ 宿代の領収書が添付されていない。
- ウ 復命書に旅行者の印がない。
- エ 2泊3日の出張であるが、旅費の支給に誤りがある。
- オ 私用車の出張で、旅費の支給が確認できない。

ア～エが目についたが、出張命令書を作成する事務担当者は、旅行者に対して、あらかじめ出張の内容等（特に宿泊を伴うもの）をよく確認して、作成していただきたい。また、アフターフォローのチェック（領収書の有無等）も欠かさずしていただきたい。

[改善措置]

- ア・イ 宿泊先に領収書の再発行を依頼し、受領しました。
- ウ 旅行者に押印させました。再度周知及び確認の徹底に取り組みます。
- エ 旅行者2名について年休の取消し及び日当の返還を行いました。出張の内容等について事前確認の徹底に取り組みます。
- オ 私用車の出張について車賃の支給を行いました。